

スタイリングライフ グループ サステナブル調達ガイドライン

スタイリングライフ グループは持続可能な社会を実現するという国際的な責任を果たすことを目的に、ライフスタイル商品・サービスを提供するサプライチェーン全体の基準として「スタイリングライフ グループ サステナブル調達ガイドライン（以下本ガイドライン）」を制定し、人権尊重や腐敗防止、適正な労働環境の実現等に取り組んでまいります。

本ガイドラインは、当グループの役職員がサステナブル調達を推進するうえで遵守し、調達先に実践を求める事項を定めたもので、これに基づき、調達先との相互の信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築することを目指すものです。

さらに、調達先だけでなく調達先のサプライチェーンに対しても本ガイドラインの理解・浸透を図ることで、当グループの事業に関係するすべてのサプライチェーンでのサステナブル調達の取り組みを推進してまいります。

1. 法令遵守

各国・地域の法令、ならびに、国際的な行動規範を遵守した事業活動

- ・ 事業活動を行う国・地域で適用されるすべての関連法令、国際慣習法や条約等国際的な行動規範、社会規範を遵守すること
- ・ 契約や約束を尊重するのはもとより、地域社会の宗教や慣習、文化やそれらに基づく要請等を理解し事業活動を行うこと

2. 人権の尊重

「スタイリングライフ グループ 人権方針」に基づき、すべての人の人権を尊重した事業活動

- ・ 人種・国籍・出身地・性別・年齢・宗教や政治的思想・経済的または社会的関係・障がいの有無・婚姻歴・子どもの有無・性的指向・性自認等を理由としたいかなる差別やハラメント等、人権を侵害する行為を行わないこと
- ・ 事業活動に関連して、地域住民や先住民や少数民族等の人々に対し、固有の文化や歴史を理解し、不法な行為や生活環境の著しい損傷等の権利侵害を行わないこと
- ・ 事業活動や製品・サービスが人権侵害への負担や助長につながらないよう、配慮するのみならず、社会的責任と使命を認識し、すべての事業活動・製品・サービスにおいて基本的人権を尊び、人々の人権意識向上に貢献すること

3. 労働環境の整備

法令に遵守した安全で衛生的な労働環境を整備

- ・ 強制労働・過重労働・低賃金労働（最低賃金を下回る労働）、児童労働・ハラスメントやいじめ等、労働者に対して不当な扱いを行わないこと
- ・ 従業員が就業する現地の法令を遵守し、公正な労働条件のもと、強制労働・過重労働等のない適切な労働環境を整備し、その向上・改善に努めること
- ・ 最低賃金の保証や生活賃金以上の支払いに配慮すること
- ・ 従業員の結社の自由と団体交渉権等を尊重すること
- ・ 労働者の健康及び安全衛生に配慮し、労働災害や疾病を防止するために、適正な対策を講じるとともに注意喚起や情報提供を適切な方法で行うこと
- ・ 現地のすべての従業員に対して健康診断等適正な健康管理を行うこと

4. 環境へ配慮

環境保全・環境負荷低減に配慮した事業活動推進

- ・ 現地の法令や法規制を遵守するとともに、自主的に環境保全・環境負荷低減のための体制を確立し、その維持・向上に努めること
- ・ 温室効果ガス排出量・エネルギー使用量・水の使用量・事業に関連する廃棄物量の削減に努めるとともに、廃棄物のリサイクル等、資源の有効利用を進めて、気候変動や生物多様性の保全、環境負荷を低減する取り組みを行うこと
- ・ 現地の法令を遵守して、人体や環境に危険をもたらす有害物質の管理を適正に行い、大気中や水中、土壌等にそのまま排出されることが無いよう処理し、土壌・水質・大気汚染の防止に努めること

5. 公正な事業活動

「スタイリングライフ グループ 贈収賄・腐敗防止方針」を守り、高い倫理観を持ち、公正な競争ルールに基づいた事業活動

- ・ 事業活動を行う国や地域に関わりなく、贈収賄・マネーロンダリング・インサイダー取引等、不適切な利益の供与や受領を行わないこと
- ・ 不当な利益を得るためのファシリテーション・ペイメント（通常の行政手続きの円滑化のための少額の支払い）は行わないこと
- ・ 贈収賄等の不正な支出を防止するため、適正かつ正確な会計記録を作成し、適切な内部統制を確保すること
- ・ 事業活動を行う現地の法規制等に従って、必要とされる活動に関する情報の開示に努

めること

- ・ 特許権・著作権・商標権等の知的財産権を尊重すること
- ・ 反社会勢力等、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力との取引を行わないこと
- ・ 自社やサプライヤー等の労働者を含む関係者が報告、相談や告発が可能な仕組みにおいて、通報の秘密を確保し、通報を理由に企業や個人から不利益な扱いを受けることから保護すること
- ・ 紛争地域や高リスク地域等で深刻な人権侵害・環境破壊・汚職・紛争等につながり、荷担する勢力と関係が深いものが事業活動に含まれることが無いよう確認を行うこと

6. 品質の確保

製品・サービスに求められる品質を確保

- ・ お客様や社会に製品・サービスが与える影響を認識し、適正な品質を確保すること
- ・ 製品・サービスの開発・設計を行う際には、関係する法令遵守はもとより、通常有している安全性にも配慮し十分な安全性を確保すること
- ・ 品質管理体制を確立し、品質マネジメントシステムの適切な実施・運用により、自主的な品質管理を向上させ、品質を確保する活動に協力すること
- ・ 製品やサービス等に関係する事故や不良品の流通等が発生した場合、直ちに情報開示し、製品の回収や交換・安全対策の実施等が行えるよう体制を整備すること

7. 情報セキュリティ確保

個人情報を含む機密情報の漏洩などの 防止を徹底する

- ・ コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に情報漏洩などの被害を与えないよう適切に管理すること
- ・ お客様・第三者・従業員に関わる個人情報を含む機密情報を適切に管理・保護すること

8. 地域社会との共生

事業活動を行う国・地域の文化、習慣等を尊重し、持続可能な社会の発展に努める

事業活動を行う国・地域の文化、習慣等を尊重するとともに、自主的に地域とのコミュニケーションを図ること。

2024 年 4 月 1 日制定